



5年満期の 満期金付生命保障

加入できる年齢 **0歳～満70歳**



CO-OP 生命共済
新あいあい



NEWS!

組合員の皆さまの
声をカタチに。

4つの ポイント

「日帰り入院」から請求※いただけるよう
になりました。 ※2019年8月1日以後に発生した共済事由より

加入には一定の条件があります。

- 加入申込書に記載されている質問表の該当項目について別途詳細な内容を確認させていただきます。なお、内容によっては、加入いただけない場合があります。

《新あいあい》は満期金・大型生命保障・
医療保障がついたCO・OP共済です。

1

5年後の満期時に
うれしい満期金が
あります。

2

疾病死亡
最高2,000万円
災害死亡
最高4,000万円
の保障が可能です。

3

入院・手術・通院
など充実した
医療保障を付ける
ことができます。

4

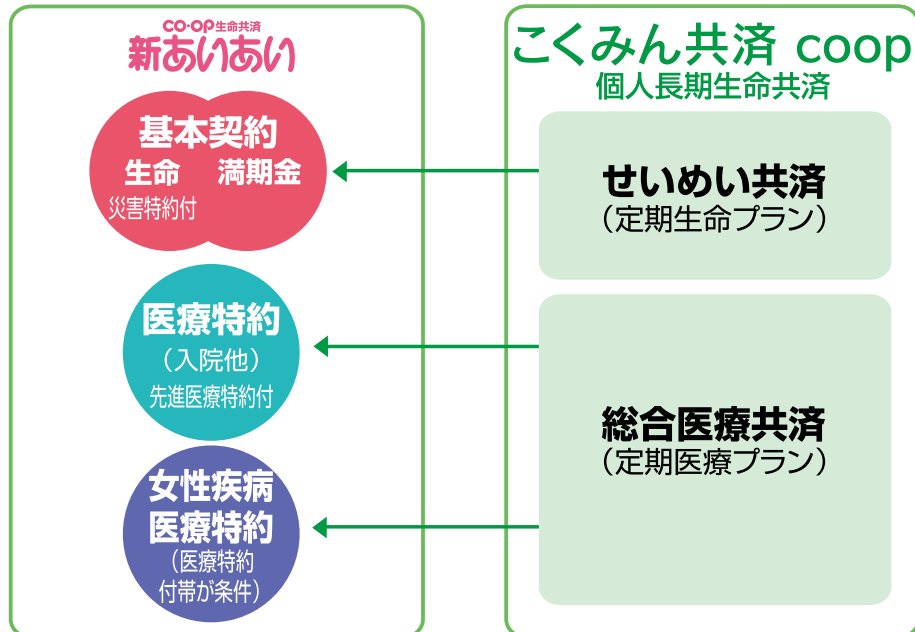
最長80歳まで保障が
続きます。

契約引受団体および商品構成

《新あいあい》はこくみん共済 coop の
個人長期生命共済（せいめい共済・総
合医療共済）にもとづき商品構成しま
す。基本契約と特約の組み合わせは右
のような設定となっており、こくみん共
済 coop が契約引受団体となります。

- 《新あいあい》に関する通知（共済契約証書等）は、すべてこくみん共済 coop から直接送付されます。また、こくみん共済 coop から直接口座振替されます。
- 医療特約を付帯された方は共済契約証書が2枚※になります。

※基本契約（せいめい共済）と医療特約・
女性疾病医療特約（総合医療共済）



基本契約+医療特約+女性疾病医療特約の組み合わせで、 ライフスタイルに合った保障を設計できます。

保障内容と設計の仕方

1

基本契約

生命 満期金
災害特約付
●死亡・重度障害
●災害死亡・重度障害
●災害後遺障害

基本契約は生命と満期金からなっています。

生命 災害特約付（必ず1口以上付帯）
生命は1口（100万円）～最高20口（疾病死亡2,000万円、災害死亡4,000万円）まであります。ご自分に合った口数をお選びいただけます。

満期金（必ず1口以上付帯）
1口（10万円）～最高50口（500万円）まであります。ご希望額に合わせて口数をお選びいただけます。
※満期金は死亡保障額が限度です。
（例）生命3口の場合、満期金は30口まで

2

医療特約 先進医療特約付*

●入院
●通院
●手術
●放射線治療
●死亡・重度障害
●先進医療特約

●基本契約で選んでいた生命と満期金に医療特約をプラスすることで、医療保障を充実させることができます。

●医療特約は
3,000円型
5,000円型
7,000円型
の3種類からお選びいただけます。

※先進医療特約はこくみん共済 coop の個人長期生命共済および終身生命共済と通算して1被共済者1特約となるため、既に付帯されている場合は、《新あいあい》では付帯なしとなります。

3

女性疾病医療特約

●女性疾病入院
●がん入院
●がん手術
●がん放射線治療
●女性疾病・がん退院
●がん診断 上皮内/悪性
●在宅療養

●医療特約を付帯した女性のみ付帯することができます。

●女性疾病医療特約をプラスすることで女性疾病やがんにおける医療保障を充実させることができます。

●女性疾病医療特約の女性疾病入院日額は、医療特約の入院日額の半額となります。

※女性疾病入院共済金とがん入院共済金は重複して支払われません。

※女性疾病入院共済金の対象となる主な例（一部抜粋）
・帝王切開・出産に関連する合併症・子宮筋腫・卵巣機能障害・膀胱炎・白内障・緑内障・胆石症・慢性関節リウマチなど

3つの組み合わせパターン

基本契約のみ

基本契約
生命 満期金
災害特約付

- 生命1口（100万円）～20口（疾病死亡2,000万円、災害死亡4,000万円）をお選びください。
- 満期金1口（10万円）～50口（500万円）をお選びください。ただし、死亡保障額が限度となります。

基本契約+医療特約 先進医療特約付

基本契約 医療特約
生命 満期金 先進医療特約付
災害特約付

- 基本契約に医療特約を組み合わせるパターンです。
- 医療3,000円型、医療5,000円型、医療7,000円型の3種類からひとつを基本契約と組み合わせご利用いただけます。

基本契約+医療特約+女性疾病医療特約（女性のみ） 先進医療特約付

基本契約 医療特約 女性疾病医療特約
生命 満期金 先進医療特約付

- 基本契約と医療特約に女性疾病医療特約を組み合わせるパターンです。
- 女性疾病医療特約の女性疾病入院日額は医療特約の日額の半額が保障金額として設定されます。

《新あいあい》の保障内容と年払掛金 2019年8月版

基本契約の生命と満期金いずれも必ず最低1口付帯してください。女性疾病

医療特約は、医療特約付帯の女性のみ付帯できます（医療特約と同型のみの付帯になります）。

基本契約（生命と満期金いずれも最低1口付帯）		
生命 災害特約付 1口以上～20口 (2,000万円) まで		満期金 1口以上～50口 (500万円) まで ※死亡保障額が限度
1口加入の場合		1口加入の場合
死亡・ 重度障害	100万円 リビングニーズ保障付※1	10万円
災害死亡・ 重度障害	200万円 災害死亡・重度障害は 死亡・重度障害と合わせて 倍額保障	
災害後遺障害	4～90万円	

●共濟掛金單位：円

医療特約		先進医療特約付（入院日		額を選択）	
保障内容		医療3,000円型	医療5,000円型	医療7,000円型	
入院 日帰り入院から保障 （1入院180日限度、通算1,000日限度）		日額 3,000 円	日額 5,000 円	日額 7,000 円	
通院 入院共済金が支払われる入院（1日以上）前後に通院したとき （入院を伴わない災害通院は、5日以上1日目からの支払）※2		日額 900 円	日額 1,500 円	日額 2,100 円	
手術 所定の手術を受けたとき		外来： 3 万円 入院中： 6 万円	外来： 5 万円 入院中： 10 万円	外来： 7 万円 入院中： 14 万円	
放射線治療 所定の放射線治療を受けたとき		3 万円	5 万円	7 万円	
死亡・重度障害		10 万円			
先進医療 入院・外来を問わず所定の先進医療を受けたとき		通算 1,000 万円 （1回あたりの限度なし）			

保障内容		医療3,000円型	医療5,000円型	医療7,000円型
入院	女性疾病	日額 1,500円	日額 2,500円	日額 3,500円
日帰り	1入院180日限度、通算1,000日限度			
入院から保障	がん	日額 3,000円	日額 5,000円	日額 7,000円
	日帰り入院から保障（無制限）			
がん手術		がん：6万円	がん：10万円	がん：14万円
所定の手術を受けたとき				
がん放射線治療		がん：3万円	がん：5万円	がん：7万円
所定の放射線治療を受けたとき				
診断	上皮内新生物	30万円	50万円	70万円
	1回目とは診断確定されたとき、2回目以降は診断確定され、かつ、入院したとき			
診断	悪性新生物	30万円	50万円	70万円
	1回目とは生後初めて診断確定されたとき、2回目以降は診断確定され、かつ、入院したとき			
退院（女性疾病・がん）		1.5万円	2.5万円	3.5万円
在宅療養				
最高180日分（悪性新生物）		日額 1,500円	日額 2,500円	日額 3,500円

●女性疾病医療特約の女性疾病入院日額は、医療特約の半額となります。女性疾病入院共済金とがん入院共済金は重複して支払われません。

年 払 掛 金	加入年齢	生命1口当たり単価		満期1口当たり単価
		男性	女性	男女
共済期間(契約期間)5年 (1口当たりの掛金)	0～12	1,500	1,490	19,738
	13	1,510	1,490	19,738
加入できる年齢 0歳～満70歳	14	1,550	1,490	19,738
	15	1,590	1,490	19,738
	16	1,650	1,500	19,738
	17	1,720	1,520	19,738
	18	1,780	1,530	19,738
	19	1,840	1,550	19,738
	20	1,880	1,560	19,738
	21	1,910	1,570	19,738
	22	1,930	1,570	19,738
	23	1,940	1,580	19,738
	24	1,950	1,590	19,738
	25	1,950	1,610	19,738
	26	1,960	1,630	19,738
	27	1,980	1,660	19,738
	28	1,990	1,690	19,738
	29	2,010	1,720	19,738
	30	2,040	1,750	19,738
	31	2,080	1,780	19,738
	32	2,120	1,810	19,738
	33	2,170	1,850	19,738
	34	2,230	1,890	19,738
	35	2,310	1,950	19,738
	36	2,400	2,000	19,738
	37	2,510	2,060	19,738
	38	2,620	2,130	19,738
	39	2,740	2,200	19,738
	40	2,880	2,280	19,738
	41	3,020	2,380	19,738
	42	3,190	2,470	19,738
	43	3,370	2,570	19,738
	44	3,580	2,690	19,738
	45	3,800	2,820	19,738
	46	4,050	2,970	19,738
	47	4,330	3,140	19,738
	48	4,630	3,340	19,738
	49	4,960	3,540	19,738
	50	5,330	3,760	19,738
	51	5,760	3,990	19,738
	52	6,270	4,240	19,738
	53	6,830	4,500	19,738
	54	7,460	4,770	19,738
	55	8,170	5,040	19,738
	56	8,940	5,330	19,738
	57	9,810	5,650	19,738
	58	10,780	6,000	19,738
	59	11,860	6,390	19,738
	60	13,050	6,810	19,738
	61	14,370	7,250	19,738
	62	15,720	7,710	19,738
	63	17,150	8,220	19,738
	64	18,640	8,770	19,738
	65	20,190	9,400	19,738
	66	21,830	10,140	19,738
	67	23,670	11,020	19,738
	68	25,740	12,060	19,738
	69	28,130	13,300	19,738
	70	30,910	14,760	19,738

年 払 掛 金	加入年齢	男性	女性	男性	女性	男性	女性
共済期間(契約期間)5年	0～12	8,324	8,053	13,084	12,633	17,844	17,213
	13	8,325	8,053	13,085	12,633	17,845	17,213
	14	8,329	8,083	13,089	12,683	17,849	17,283
	15	8,333	8,173	13,093	12,833	17,853	17,493
	16	8,339	8,294	13,099	13,034	17,859	17,774
加入できる年齢 0歳～満70歳	17	8,346	8,446	13,106	13,286	17,866	18,126
	18	8,352	8,597	13,112	13,537	17,872	18,477
	19	8,388	8,809	13,168	13,889	17,948	18,969
	20	8,452	9,050	13,272	14,290	18,092	19,533
	21	8,575	9,351	13,475	14,791	18,375	20,231
	22	8,757	9,651	13,777	15,291	18,797	20,931
	23	8,938	10,012	14,078	15,892	19,218	21,772
	24	9,119	10,343	14,379	16,443	19,639	22,543
	25	9,269	10,645	14,629	16,945	19,989	23,245
	26	9,390	10,947	14,830	17,447	20,270	23,947
	27	9,482	11,190	14,982	17,850	20,482	24,510
	28	9,573	11,433	15,133	18,253	20,693	25,073
	29	9,635	11,616	15,235	18,556	20,835	25,496
	30	9,698	11,769	15,338	18,809	20,978	25,849
	31	9,792	11,862	15,492	18,962	21,192	26,062
	32	9,856	11,955	15,596	19,115	21,336	26,275
	33	9,951	11,959	15,751	19,119	21,551	26,279
	34	10,077	12,023	15,957	19,223	21,837	26,423
	35	10,265	12,089	16,265	19,329	22,265	26,569
	36	10,514	12,154	16,674	19,434	22,834	26,714
	37	10,795	12,280	17,135	19,640	23,475	27,000
	38	11,106	12,407	17,646	19,847	24,186	27,287
	39	11,448	12,534	18,208	20,054	24,968	27,574
	40	11,822	12,692	18,822	20,312	25,822	27,932
	41	12,256	12,882	19,536	20,622	26,816	28,362
	42	12,693	13,071	20,253	20,931	27,813	28,791
	43	13,191	13,291	21,071	21,291	28,951	29,291
	44	13,722	13,513	21,942	21,653	30,162	29,793
	45	14,284	13,736	22,864	22,016	31,444	30,296
	46	14,879	13,991	23,839	22,431	32,799	30,871
	47	15,507	14,248	24,867	22,848	34,227	31,448
	48	16,197	14,508	25,997	23,268	35,797	32,028
	49	16,980	14,798	27,280	23,738	37,580	32,678
	50	17,827	15,090	28,667	24,210	39,507	33,330
51	18,770	15,443	30,210	24,783	41,650	34,123	
52	19,781	15,768	31,861	25,308	43,941	34,848	
53	20,887	16,154	33,667	25,934	46,447	35,714	
54	22,150	16,601	35,730	26,661	49,310	36,721	
55	23,571	17,198	38,051	27,638	52,531	38,078	
56	25,178	17,857	40,678	28,717	56,178	39,577	
57	26,915	18,669	43,515	30,049	60,115	41,429	
58	28,872	19,604	46,712	31,584	64,552	43,564	
59	30,810	20,573	49,870	33,173	68,930	45,773	
60	32,729	21,575	52,989	34,815	73,249	48,055	
61	34,661	22,609	56,121	36,509	77,581	50,409	
62	36,566	23,675	59,206	38,255	81,846	52,835	
63	38,419	24,776	62,199	40,056	85,979	55,336	
64	40,308	25,941	65,248	41,961	90,188	57,981	
65	42,233	27,144	68,353	43,924	94,473	60,704	
66	44,197	28,418	71,517	45,998	98,837	63,578	
67	46,181	29,736	74,701	48,136	103,221	66,536	
68	48,188	31,100	77,908	50,340	107,628	69,580	
69	50,407	32,634	81,447	52,814	112,487	72,994	
70	52,785	34,310	85,225	55,510	117,665	76,710	

年 払 掛 金	加入年齢	女性	女性	女性
共済期間(契約期間)5年	0～12	-	-	-
	13	-	-	-
	14	-	-	-
	加入できる年齢	15	2,205	3,675
満15歳～満70歳	16	2,205	3,675	5,145
	17	2,205	3,675	5,145
	18	2,205	3,675	5,145
	19	2,250	3,750	5,250
	20	2,340	3,900	5,460
	21	2,490	4,150	5,810
	22	2,670	4,450	6,230
	23	2,895	4,825	6,755
	24	3,120	5,200	7,280
	25	3,345	5,575	7,805
	26	3,585	5,975	8,365
	27	3,825	6,375	8,925
	28	4,065	6,775	9,485
	29	4,275	7,125	9,975
	30	4,455	7,425	10,395
	31	4,620	7,700	10,780
	32	4,740	7,900	11,060
	33	4,845	8,075	11,305
	34	4,980	8,300	11,620
	35	5,145	8,575	12,005
	36	5,340	8,900	12,460
	37	5,550	9,250	12,950
	38	5,805	9,675	13,545
	39	6,060	10,100	14,140
	40	6,330	10,550	14,770
	41	6,615	11,025	15,435
	42	6,915	11,525	16,135
	43	7,230	12,050	16,870
	44	7,575	12,625	17,675
	45	7,965	13,275	18,585
	46	8,400	14,000	19,600
	47	8,880	14,800	20,720
	48	9,390	15,650	21,910
	49	9,885	16,475	23,065
	50	10,350	17,250	24,150
	51	10,800	18,000	25,200
	52	11,220	18,700	26,180
	53	11,625	19,375	27,125
	54	12,090	20,150	28,210
	55	12,645	21,075	29,505
	56	13,260	22,100	30,940
	57	13,950	23,250	32,550
	58	14,715	24,525	34,335
	59	15,480	25,800	36,120
	60	16,275	27,125	37,975
	61	17,085	28,475	39,865
	62	17,895	29,825	41,755
	63	18,735	31,225	43,715
	64	19,605	32,675	45,745
	65	20,520	34,200	47,880
	66	21,465	35,775	50,085
	67	22,455	37,425	52,395
	68	23,475	39,125	54,775
	69	24,465	40,775	57,085
	70	25,425	42,375	59,325

[illegible]

(1口当たりの掛金)	71	5	34,140	16,450	19,738	(1口当たりの掛金)	71	5	55,388	36,159
	72	5	37,910	18,380	19,738		72	5	58,225	38,152
	73	5	42,290	20,580	19,738		73	5	61,273	40,382
	74	6	50,210	24,640	16,413		74	6	66,205	44,058

75	5	53,080	26,020	19,738	75	5	67,992	45,306
76	4	56,190	27,510	24,725	76	4	69,803	46,625

	77	3	59,520	29,150	33,038		77	3	71,726	48,019
	78	2	63,080	30,950	49,663		78	2	73,732	49,549

※1 リビングニーズ共済金を支払う場合は、「被共済者が共済期間(契約期間)中に余命が6ヵ月以内と診断された場合、またリビングニーズ共済金の請求日から共済期間(金との重複支払いはありません。 ※2 支払事由および支払限度についてはP.11で契約のてびき「2.(新あいあい)医療特約」を参照ください。

●加入年齢とは《新あいあい》の発効日における年齢です。 ●共済掛金は発効日の満年齢における掛金で満期日まで変わりません。継続時にはその時点にお
●医療特約に付帯されている先進医療特約はこくみん共済 coopの個人長期生命共済および終身生命共済と通算して1被共済者1特約となるため、既に付帯

ける満年齢によって共済掛金が変わります。
 されている場合は《新あいあい》では付帯なしとなり、上記医療特約の掛金から先進医療特約分の掛金が差し引かれます。(月払い100円、年払い1,100円)

手軽に選べる6つのモデルプラン

満期金を重視する方におすすめなプラン

基本契約 生命
基本契約 満期金

2口
11口

22歳女性の場合
月払掛金
18,450円

主な保障内容
疾病死亡 200万円
災害死亡 400万円

5年後の満期金
1,100,000円



加入年齢	月払掛金	5年後の満期金	年払掛金	5年後の満期金
20	18,430円	1,100,000円	220,238円	1,100,000円
30	18,470円		220,618円	
40	18,570円		221,678円	
50	18,830円		224,638円	
60	19,350円		230,738円	
70	20,750円		246,638円	

お子様の保障と満期金を準備したい方におすすめなプラン

基本契約 生命
基本契約 満期金
医療特約

2口
6口
3,000円型

0歳～12歳の男性の場合
月払掛金
10,948円

主な保障内容
入院 日額 3,000円
通院^{*1} 日額 900円
手術 外来：3万円
入院中：6万円
放射線治療 3万円
先進医療^{*2} 通算 1,000万円
(1回あたりの制限なし)
疾病死亡 210万円
災害死亡 410万円

5年後の満期金
600,000円



加入年齢	月払掛金	5年後の満期金	年払掛金	5年後の満期金
0～12	10,948円	600,000円	129,752円	600,000円

ベーシックな保障を備えたい方におすすめなプラン

基本契約 生命
基本契約 満期金
医療特約

10口
1口
7,000円型

35歳女性の場合
月払掛金
5,802円

主な保障内容
入院 日額 7,000円
通院^{*1} 日額 2,100円
手術 外来：7万円
入院中：14万円
放射線治療 7万円
先進医療^{*2} 通算 1,000万円
(1回あたりの制限なし)
疾病死亡 1,010万円
災害死亡 2,010万円

5年後の満期金
100,000円



加入年齢	月払掛金	5年後の満期金	年払掛金	5年後の満期金
20	4,838円	100,000円	54,868円	100,000円
30	5,600円		63,087円	
40	6,245円		70,470円	
50	8,048円		90,668円	
60	11,934円		135,893円	
70	21,384円		244,048円	

生命保障を重視したい方におすすめなプラン

基本契約 生命
基本契約 満期金
医療特約

20口
1口
7,000円型

35歳男性の場合
月払掛金
7,855円

主な保障内容
入院 日額 7,000円
通院^{*1} 日額 2,100円
手術 外来：7万円
入院中：14万円
放射線治療 7万円
先進医療^{*2} 通算 1,000万円
(1回あたりの制限なし)
疾病死亡 2,010万円
災害死亡 4,010万円

5年後の満期金
100,000円



加入年齢	月払掛金	5年後の満期金	年払掛金	5年後の満期金
20	6,701円	100,000円	75,430円	100,000円
30	7,313円		81,516円	
40	9,140円		103,160円	
50	14,551円		165,845円	
60	31,089円		353,987円	
70	65,954円		755,603円	

女性特有の病気やがんに備えたい方におすすめなプラン

基本契約 生命
基本契約 満期金
医療特約
女性疾病医療特約

1口
2口
5,000円型
5,000円型

33歳女性の場合
月払掛金
5,906円

主な保障内容
入院 日額 5,000円
女性疾病入院 日額 2,500円
がん入院 日額 5,000円
通院^{*1} 日額 1,500円
手術 外来：5万円
入院中：10万円
がん：10万円
放射線治療 がん：5万円
先進医療^{*2} 通算 1,000万円
(1回あたりの制限なし)
診断 上皮内・悪性新生物 50万円
疾病死亡 110万円
災害死亡 210万円

5年後の満期金
200,000円



加入年齢	月払掛金	5年後の満期金	年払掛金	5年後の満期金
20	5,098円	200,000円	59,226円	200,000円
30	5,820円		67,460円	
40	6,250円		72,618円	
50	7,343円		84,696円	
60	9,379円		108,226円	
70	13,174円		152,121円	

今ある保障に生命保障を追加したい方におすすめなプラン

基本契約 生命
基本契約 満期金

5口
1口

45歳男性の場合
月払掛金
3,350円

主な保障内容
疾病死亡 500万円
災害死亡 1,000万円

5年後の満期金
100,000円



加入年齢	月払掛金	5年後の満期金	年払掛金	5年後の満期金
20	2,500円	100,000円	29,138円	100,000円
30	2,600円		29,938円	
40	2,950円		34,138円	
50	4,000円		46,388円	
60	7,400円		84,988円	
70	15,150円		174,288円	

※1 入院共済金が支払われる入院（1日以上）前後に通院したとき（入院を伴わない災害通院は、5日以上1日目からの支払い）。支払事由および支払限度についてはP.11ご契約のてびき「2.《新あいあい》医療特約」を参照ください。

※2 先進医療特約はこくみん共済 coopの個人長期生命共済および終身生命共済と通算して1被共済者1特約となるため、既に付帯されている場合は、《新あいあい》からのお支払いはございません。

《新あいあい》の自由設計表

保 障	掛 金	満期金
基本契約 生 命 災害特約付 1口 = 100万円の生命保障 × 口 = 万円	1口 = 円の掛金 × 口 = 円	
満期金 死亡保障額が限度となります。	1口 = 円の掛金 × 口 = 円	1口 = 10万円の満期金 × 口 = 万円
特 約 医療特約 先進医療特約付 医療 3,000円 型 医療 5,000円 型 医療 7,000円 型 掛金 円		
女性疾病医療特約 (医療特約付帯の女性のみ付帯可/ 医療特約と同型のみ付帯可) 医療 3,000円 型 医療 5,000円 型 医療 7,000円 型 掛金 円 (女性疾病医療特約の女性疾病入院日額は 医療特約の入院日額の半額となります。)		
生命 万円 医療特約 型 女性疾病医療特約 型	合計 年 月 払 円	5年後の満期金 万円

ご契約のてびき

このご契約のてびき（契約概要・注意喚起情報）は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をご説明するものです。
ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
なお、ご契約の内容は商品名に応じた事業規約・細則によって定まります。
このご契約のてびきは、ご契約内容のすべてを記載したものではありません。
ご不明な点がありましたら、ご加入の生協までお問い合わせください。
ご契約内容となる事業規約・細則はコープ共済連のホームページ（<https://coopkyosai.coop/kiyaku/index/>）に掲載しています。

《契約概要》

《契約概要》は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

①契約者について

契約者とは、こくみん共済 coopと共済契約を結び、契約上の権利・義務を持つ方です。なお、契約者になれる方は、生協の組合員または組合員と同一世帯の方で、出資金をお支払いいただき、各都道府県の労済（共済）生協の組合員になっていただくことが必要です。

②被共済者になることができる方

- (1) 契約者との続柄が次の範囲内である方
- ①契約者ご本人
 - ②契約者の配偶者（内縁関係にある方および同性パートナー※1（以下「内縁関係にある方等※2」）を含みます。ただし、契約者または内縁関係にある方等に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです）
 - ※1同性パートナー：戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいい、パートナー関係を将来にわたり継続する意思をもち同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合に限り、配偶者を含みます。
 - ※2内縁関係にある方等：生活実態をもとにこくみん共済 coopが認めた方をいいます。また、戸籍上の性別が同一である場合については、加入時に確認書類の提示（自治体の同性パートナーシップの証明書、住民票、こくみん共済 coop所定の確認書のいずれか）をお願いしています。
 - ③契約者と生計を一にする、契約者の子、父母（継父母を含みます）、孫、兄弟姉妹および子の配偶者（嫁・婿）
 - ④契約者と生計を一にする、契約者の配偶者の子、父母（継父母を含みます）、孫、兄弟姉妹および子の配偶者（嫁・婿）
- ※ご加入の際は申込書に記載されている質問表への回答が必要です（P.15注意喚起情報「②加入申込書（申込書）および質問表の記入について」をご覧ください。）

(2) 新規加入年齢について下表をご覧ください。※

プラン・特約名		新規加入年齢
定期生命プラン	基本契約	0歳～70歳
定期医療プラン	医療特約	
	先進医療特約	
	女性疾病医療特約	15歳～70歳

※更新の場合は満78歳まで

③共済商品について

《新あいあい》は、定期的に見直しができる遺族保障です。病気等や不慮の事故等による万一のとき、残されたご家族のことを考えて大型の保障額もご用意しました。満期金をつけて将来の生活設計に活用したり、医療特約や女性疾病医療特約を組み合わせることで医療保障を準備することができます。詳しくはパンフレットのP.1～P.2をご覧ください。ご加入の生協までお問い合わせください。

④共済期間（契約期間）と掛金払込期間について

(1) 共済期間（契約期間）は5年です。

CO・OP生命共済《新あいあい》は、こくみん共済 coopの個人長期生命共済事業（せいめい共済・総合医療共済）にもとづき商品構成されています。

《新あいあい》基本契約の構成

せいめい共済（定期生命プラン）
個人長期生命共済－生命基本契約・災害特約

《新あいあい》医療特約・女性疾病医療特約の構成

総合医療共済（定期医療プラン）
個人長期生命共済－生命基本契約・疾病医療特約・災害医療特約Ⅱ・先進医療特約・女性疾病医療特約

《新あいあい》に関するご通知（共済契約証書など）は、こくみん共済 coopより直接送付いたしますのでご注意ください。

- ※満74歳以上の方が更新される場合は、2年～6年の共済期間（契約期間）（最高満80歳の契約満了日まで保障）で更新案内を行います。
- (2) 掛金払込期間は共済期間（契約期間）と同じです。

⑤一部のご職業について（加入限度について）

- (1) 保障開始日において、次のご職業に従事している方は、被共済者となることができません。
- ①力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師 その他これらに類する職業
 - ②テストパイロット、テストドライバー その他これらに類する職業
- (2) 被共済者の職業が下表にあてはまる場合には、共済金額を制限させていただきます。
- 後記の「⑥契約できる共済金額の限度について」をご参照ください。

区分	共済金額を制限する職業・職種名
A	・競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競技者 ・潜水、潜函、サルベージ、その他これらに類する職業 ・坑内、隧道内作業に従事される方 ・近海または遠洋漁業の船舶乗組員 ・1,000トン未満の船舶乗組員
B	・警察官、海上保安官、その他これらに類する職業 ・自衛官（防衛大学校生を含みます）
C	・ハイヤー、タクシー運転手

⑥契約できる共済金額の限度について

《新あいあい》の加入限度額は下記のとおりです。《新あいあい》更新時に共済金額を増額する場合も下記の額が限度となります（被共済者の年齢は更新日時点の満年齢です）。

(1) 死亡に関する共済金額・入院に関する共済金の限度

加入年齢	死亡共済金額・災害死亡共済金額（基本契約）	満期共済金	入院日額（医療特約）
満0歳～満14歳	各々500万円	死亡共済金額と同額以内で500万円まで	7,000円※
満15歳～満60歳	各々2,000万円※		
満61歳～満70歳	各々500万円		

※こくみん共済 coopのその他の共済にもご加入の場合には、通算してこの金額を超える加入限度額があります。詳しくはご加入の生協にお問い合わせください。

(2) 共済金額を制限する職業A、B、Cにあてはまる場合

「⑤一部のご職業について（加入限度について）」の区分に応じて次のとおりです。

区分	加入年齢	死亡共済金額・災害死亡共済金額（基本契約）	満期共済金	入院日額（医療特約）
A	満0歳～満70歳	各々500万円	死亡共済金額と同額以内で500万円まで	5,000円
B	満0歳～満70歳	各々500万円※		
C	満0歳～満14歳	各々500万円		
	満15歳～満60歳	各々1,500万円		
	満61歳～満70歳	各々500万円		

※こくみん共済 coopのその他の共済にもご加入の場合には、通算してこの金額を超える加入限度額があります。詳しくはご加入の生協にお問い合わせください。

- (3) 重度障がい状態の場合
重度障がい状態の方は、年齢に応じて次のとおりです。

加入年齢	死亡共済金額・災害死亡共済金額（基本契約）	満期共済金	入院日額（医療特約）
満0歳～満14歳	各々200万円	死亡共済金額と同額以内で500万円まで	5,000円
満15歳～満70歳	各々500万円		

- ※重度障がいとは、両眼を失明された状態、両下肢の用を全廃された状態など、こくみん共済 coop所定の重度の身体障がいを含みます（以下同じです）。
- (4) 満期金について共済金額を制限する職業に従事されている方、重度障がい状態の方とも、死亡共済金額と同額以内で500万円まで満期金を付帯することができます。
- (5) 先進医療特約は、こくみん共済 coopの事業規約「個人長期生命共済」と「終身生命共済」にもとづく商品タイプ・プランを通算して、1被共済者につき1特約となります。

⑦共済金支払いの分割・繰り延べ・削減

戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常時には、共済金の分割払い、繰り延べ払い、削減をすることがあります。

⑧掛金額

掛金額は、共済金の額、年齢等により異なります。詳しくは、P.3～P.6の掛金表をご覧ください。ご加入の生協までお問い合わせください。

⑨掛金の払込方法と払込場所について

- 掛金の払込方法は、月払・年払がございます。
- ※口座振替扱をする場合には、こくみん共済 coopが指定する振替日までに掛金相当額を入金してください。指定口座から引き落としがされたときをもって、掛金の払い込みがあったものとします。
- ※同一の指定口座から2件以上のこくみん共済 coopの契約（《新あいあい》のほか、マイカー共済・年払火災共済・ねんきん共済等）の掛金を振り替える場合、合計金額を振り替えるものとし、一部の掛金のみを払い込むことはできません。
- ※掛金の延滞がある場合は、延滞分も合算して振り替えられます。口座の残高が不足しておりますと、すべての掛金が振替不能となり、契約が失効となる場合がありますので、注意してください。

⑩割り戻し金について

毎年5月末に決算を行い、剰余が生じた場合に割り戻し金としてお戻しします（5月末現在の有効契約が対象となります）。この割り戻し金は利息をつけてすえ置かせていただきます。

⑪共済金受取人について

- (1) 共済金受取人は契約者です。
- (2) (1) にかかわらず、被共済者と同一人である契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、①から⑤の順位になります。②から⑤の中では、記載の順序になります。
- ①契約者の配偶者
 - ②契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹（「その収入により生計を維持していた」とは、契約者の収入により、日々の消費生活の全部または一部を営んでおり、契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。以下同じです）
 - ③契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - ④②にあてはまらない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - ⑤③にあてはまらない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- (3) (2) において、同順位の死亡共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合、その代表者は他の死亡共済金受取人を代表します。
- (4) 契約者は、被共済者の同意およびこくみん共済 coopの承諾を得て、上

- 記(2)の死亡共済金受取人の順位または順序をかえるとき、または上記(2)以外の契約者の親族に指定または変更するときなどに、死亡共済金受取人を指定または変更することができます。
- (5) (4) により死亡共済金受取人の指定または変更がされている場合で、その後契約が更新または更改されたときは、共済金額を変更したときを含めて、引き続き同一の内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとします。
- (6) 死亡共済金受取人を指定または変更するための書類がこくみん共済 coopに到着する前に、指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払ったときは、その支払後に共済金の請求を受けても、二重には共済金は支払いません。
- (7) (4) により指定または変更された死亡共済金受取人が死亡した場合で、その後に新たな死亡共済金受取人が指定されないときは、(1) または(2) に規定する順位および順序によります。

⑫契約の自動更新について

- (1) 満期となる時点で特にお申し出がない場合は、満期を迎える契約と同じ共済金額で更新いたします。
- ※74歳から78歳のときに契約更新を迎えた場合、共済期間は6年から2年で更新案内を行います。
- ①更新日は満期日の翌日です。
 - ②掛金額は更新日における満年齢のものとなります。
- (2) つぎの①から⑤までのいずれかに該当する場合は、契約の更新はできません。
- ①被共済者が医学的な観点からみて必要性に疑問がある治療を繰り返しているとき
 - ②被共済者が治療が必要となる程度の傷害をもたらす外力が加わったことが判然としない事故を繰り返しているとき
 - ③被共済者が事故であることが判然としない治療を繰り返しているとき
 - ④契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、こくみん共済 coopに対して共済金（いかなる名称であるかを問わないものとします）を支払わせることを目的として、共済金の支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
 - ⑤こくみん共済 coopが共済契約の継続を困難と認める事由があるとき
- ※事業規約・細則の改正があった場合には、掛金の額、保障内容等を変更することがあります（P.17注意喚起情報「⑨規約および細則の変更について」をご覧ください）。

⑬共済金のお支払いについて

⇒P.11～P.16「共済金のお支払いについて」をご覧ください。

ご契約のてびき

《共済金のお支払いについて》被共済者が共済期間中に支払事由に該当した場合に共済金を支払います。

以下は共済金のお支払いについての概要です。詳しくは加入後にお送りする「ご契約のしおり」でご確認ください。ご不明の点はご加入の生協にお問い合わせください。

1. 《新あいあい》基本契約

契約	共済金	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の概要
生 命 基本契約	死亡共済金および 重度障害共済金	①死亡共済金 死亡したとき ②重度障害共済金 重度障がいとなったとき	死亡・重度障害共済金額		・死亡共済金 共済期間中に死亡したとき ・重度障害共済金 発効日または更新日以後に生じた傷害または発病した疾病を原因として共済期間中に重度障がいとなったとき
災害特約	災害死亡共済金 および障害共済金	①災害死亡共済金 不慮の事故等により死亡したとき ②障害共済金 不慮の事故等により重度障がいとなったとき	災害特約共済金額 ※基本契約の死亡共済金または重度障害共済金に追加して 支払います。	同一の不慮の事故等による災害死亡 共済金および障害共済金は通算して 災害特約共済金額を限度とする	・災害死亡共済金 共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間中に死亡したとき ・障害共済金 共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間中に重度障がいとなったとき ※不慮の事故等が発生した日以後、災害特約共済金額が変更された場合の災害死亡共済金または障害共済金は、不慮の 事故等が発生した日、死亡した日または重度障がいとなった日における災害特約共済金額のいずれか小さい金額を支払 います。
	障害共済金	不慮の事故等により所定の身体障がいの状態になったとき	災害特約共済金額 × 4%～90% (障がいの程度に応じて定めるこくみん共済 coop所定の支払い割合)		共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間中に所定の身体障がいの状態になったとき ※不慮の事故等が発生した日以後、災害特約共済金額が変更された場合の障害共済金は、不慮の事故等が発生した日ま たは身体障がいの状態となった日における災害特約共済金額のいずれか小さい金額を支払います。

※「不慮の事故等」とは、不慮の事故およびこくみん共済 coop所定の感染症をいいます。「不慮の事故」とは、「急激かつ偶然な外因による事故」をいいます。ただし、体質的な要因を有する被共済者が軽微な外因により発症し、または、その症状が増悪したときを除きます。

2. 《新あいあい》医療特約

契約	共済金	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の概要
疾 病 医療特約	病気入院共済金	病気で入院したとき	入院共済金額 × 入院日数	それぞれ 1入院180日 通算1,000日	①発効日または更新日以後に発病した疾病の治療を目的とする入院 ②共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に開始した入院 ※入院中に入院日額を減額された場合は、各入院日における入院日額により計算します。災害入院共済金が支払われる入院で、入院日額を変更された場合の災害 入院共済金は、不慮の事故が発生した日の入院日額を限度として、各入院日における入院日額により計算します。 ※発効日または更新日前に生じた疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因を直接の原因とする入院であっても、発効日または更新日から2年経過後に開始された 入院は、発効日または更新日以後の原因による入院とみなします。 ※病気入院共済金の支払事由に該当する入院をし、その退院日の翌日からその日を含めて180日以内に同一の原因により入院したときは、これらの入院は、1回の 入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、病気入院共済金が支払われた最終の入院の退院日の翌日から180日を経過して開始した入院について は、新たな疾病による入院とします。 ※災害入院共済金が支払われる入院をしたのちに、同一の不慮の事故を直接の原因として、事故日から180日以内に開始された再入院は、1回の入院とみなしま す。
災 害 医療特約Ⅱ	災害入院共済金	不慮の事故で180日以内に入院したとき			
疾 病 医療特約	入院前病気通院共済金 および 退院後病気通院共済金	病気入院共済金が支払われる入院と同一の原因により 通院したとき	入院共済金額 × 0.3 × 通院日数	①入院前病気（災害） 通院共済金 最高30日 ②退院後病気（災害） 通院共済金 最高60日 ③災害通院共済金 最高90日 ④病気は①②を合計して 通算750日 災 害は①②③を合計し て通算750日	①入院前病気（災害）通院共済金 入院開始日の前日以前90日の期間中に通院したとき ②退院後病気（災害）通院共済金 退院日の翌日以後180日の期間中に通院したとき ③災害通院共済金 共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に通算して5日以上通院したとき ※原因がいかなる場合でも、同じ日に複数回通院した場合にはいずれか1回分のみを支払います。 ※平常の生活に支障がないとき、業務に従事することに支障がないとき、通院しなくてもさしつかえないとする医師または歯科医師の認定があるとき、外傷所見 （患部の擦過傷、腫れ、血腫、あざなどの所見をいいます。）のないときの通院は含みません。 ※入院日額を変更された場合の入院前災害通院共済金および退院後災害通院共済金および災害通院共済金は、不慮の事故が発生した日の入院日額を限度とし て、各通院日における入院日額により計算します。
災 害 医療特約Ⅲ	入院前災害通院共済金 および 退院後災害通院共済金	災害入院共済金が支払われる不慮の事故と同一の原 因により通院したとき			
	災害通院共済金	不慮の事故で180日以内に5日以上通院したとき			

ご契約のてびき

2.《新あいあい》医療特約 つづき

契約	共済金	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の概要
疾病医療特約 および 災害医療特約Ⅲ	病気手術共済金 災害手術共済金	所定の手術を受けたとき	①入院中のとき 入院共済金額 × 20 ②外来のとき 入院共済金額 × 10		病院または診療所で受けた公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により手術料または放射線治療料の算定対象となるもの、先進医療に該当する診療行為のうち、器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加える手術、先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術で、 ①発効日または更新日以後に発病した疾病の治療を直接の目的とする手術、放射線治療 ②共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に受けた手術、放射線治療 ※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表は、手術・放射線治療を受けた時点で効力を有するものによります。 ※2つ以上の手術・放射線治療を同時に受けた場合には、1つの手術・放射線治療を受けたものとします。 ※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において1日につき手術料が算定されるものとして規定されている手術に該当するときは、その手術を受けた1日目のみ手術を受けたものとみなします。 ※発効日または更新日前に生じた疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因を直接の原因とするときであっても、発効日または更新日から2年経過後に受けた場合、発効日または更新日以後の原因による手術・放射線治療とみなします。 ※入院日額が変更された場合の災害手術共済金および災害放射線治療共済金は、不慮の事故が発生した日の入院日額を限度として、手術日または施術日における入院共済金日額により計算します。 ○お支払いの対象となる場合 ※お支払いについて制限がある場合があります。 例) 腫瘍を摘出する手術、ヘルニア手術、虫垂炎の手術、体外照射による放射線治療など ×お支払いの対象とならない場合 例) 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨・軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術、拔牙手術、診療報酬点数が1,400点未満の手術、検査・生検目的の手術、美容整形手術など
	病気放射線治療共済金 災害放射線治療共済金	所定の放射線治療を受けたとき	入院共済金額 × 10	複数回受けた場合は、 施術の開始日から60日に1回	
生命基本契約	死亡共済金および 重度障害共済金	①死亡共済金 死亡したとき ②重度障害共済金 重度障がいとなったとき	死亡・重度障害共済金額		死亡共済金 共済期間中に死亡したとき 重度障害共済金 発効日または更新日以後に生じた傷害または発病した疾病を原因として共済期間中に重度障がいとなったとき
先進医療特約	先進医療共済金	所定の先進医療を受けたとき	先進医療にかかる技術料と同額	通算1,000万円	①発効日以後に発病した疾病の治療を直接の目的として受けた先進医療による療養 ②共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に受けた先進医療による療養 ※同一の先進医療による療養を複数回にわたって一連の療養として受けた場合は、それらの一連の療養を1回の先進医療による療養とみなします。 ※発効日前に生じた疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因を直接の原因とする療養であっても、発効日から2年経過後に受けた場合、発効日以後の原因による療養とみなします。 ※先進医療とは、療養を受けられた時点において厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります）をいいます。

※「不慮の事故等」とは、不慮の事故およびこくみん共済 coop所定の感染症をいいます。「不慮の事故」とは、「急激かつ偶然な外因による事故」をいいます。ただし、体質的な要因を有する被共済者が軽微な外因により発症し、または、その症状が増悪したときを除きます。

3.《新あいあい》女性疾病医療特約

契約	共済金	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の概要
女性疾病医療特約	悪性新生物診断共済金	悪性新生物と診断されたとき	女性疾病入院共済金額 × 200	2年に1回 (診断共済金の種類を問わない)	①発効日または更新日から起算して91日目以後に「悪性新生物の定義」に定める悪性新生物に生後はじめて罹患し、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により診断確定されたとき ②悪性新生物診断共済金が支払われ、その悪性新生物診断共済金が支払われた共済事故の発生日から2年以上経過後に、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により悪性新生物と診断確定され、かつ、がん入院共済金が支払われる入院をしたとき ※「悪性新生物の定義」はこくみん共済 coopが定める基準によります。
	上皮内新生物診断共済金	上皮内新生物と診断されたとき	女性疾病入院共済金額 × 200	2年に1回 (診断共済金の種類を問わない) ①による支払いは、共済期間を通して1回限り	①発効日または更新日から起算して91日目以後に「上皮内新生物の定義」に定める上皮内新生物に罹患し、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により診断確定されたとき ②上皮内新生物診断共済金が支払われ、その上皮内新生物診断共済金が支払われた共済事故の発生日から2年以上経過後に、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により上皮内新生物と診断確定され、かつ、がん入院共済金が支払われる入院をしたとき ※「上皮内新生物の定義」はこくみん共済 coopが定める基準によります。
	がん入院共済金	がんで入院したとき	女性疾病入院共済金額 × 2 × 入院日数		発効日または更新日から起算して31日目以後に発病したがんの治療を目的とする入院 ※入院中に女性疾病入院日額を減額された場合は、各入院日における女性疾病入院共済金日額により計算します。 ※発効日または更新日から起算して31日目に発病していたがんを直接の原因とする入院であっても、発効日または更新日から2年経過後に開始された入院は、発効日または更新日から31日目以後の原因による入院とみなします。 ※がん入院共済金の支払事由に該当する入院をし、その退院日の翌日から180日以内に同一の原因により入院したときは、これらの入院は、1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、がん入院共済金が支払われた最終の入院の退院日の翌日から180日を経過して開始した入院については、新たながんによる入院とします。
	女性疾病入院共済金	女性特有の病気で入院したとき	女性疾病入院共済金額 × 入院日数	1入院180日 通算1,000日	発効日または更新日以後に発病した「女性疾病の定義」に定める女性疾病の治療を目的とする入院 ※入院中に女性疾病入院日額を減額された場合は、各入院日における女性疾病入院共済金日額により計算します。 ※発効日または更新日前に発病した女性疾病を直接の原因とする入院であっても、発効日または更新日から2年経過後に開始された入院は、発効日または更新日以後の原因による入院とみなします。 ※女性疾病入院共済金の支払事由に該当する入院をし、その退院日の翌日から180日以内に同一の原因により入院したときは、これらの入院は、1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、女性疾病入院共済金が支払われた最終の入院の退院日の翌日から180日を経過して開始した入院については、新たな女性疾病による入院とします。 ※「女性疾病の定義」はこくみん共済 coopが定める基準によります。

ご契約のてびき

3.《新あいあい》女性疾病医療特約 つづき

契約	共済金	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の概要
女性疾病 医療特約	女性疾病退院共済金	退院したとき	女性疾病入院共済金額 × 10	がん入院、女性疾病入院それぞれ1回の入院につき、1回限り	がん入院共済金または女性疾病入院共済金の支払われる入院をし、その入院が連続して20日以上となったのちに生存退院した場合 ※入院中に女性疾病入院日額を減額された場合は、入院20日目における女性疾病入院共済金日額により計算します。
	がん手術共済金	がんで所定の手術を受けたとき	女性疾病入院共済金額 × 40		①と②のいずれにも該当するとき ①発効日または更新日から起算して31日目以後に発病したがんの治療を直接の目的とする手術、放射線治療 ②病院または診療所で受けた公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により手術料または放射線治療料の算定対象となるもの、先進医療に該当する診療行為のうち、器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加える手術、先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術 ※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表は、手術・放射線治療を受けた時点で効力を有するものによります。 ※2つ以上の手術・放射線治療を同時に受けた場合には、1つの手術・放射線治療を受けたものとします。 ※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において1日につき手術料が算定されるものとして規定されている手術に該当するときは、その手術を受けた1日目のみ手術を受けたものとみなします。 ※発効日または更新日から起算して31日目に発病していたがんを直接の原因とするときであっても、発効日または更新日から2年経過後に受けた場合、発効日または更新日から起算して31日目以後の原因による手術・放射線治療とみなします。 ○お支払いの対象となる場合 ※お支払いについて制限がある場合があります。 例) 腫瘍を摘出する手術、体外照射による放射線治療など ×お支払いの対象とならない場合 例) 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨・軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術、抜歯手術、診療報酬点数が1,400点未満の手術、検査・生検目的の手術、美容整形手術など
	がん放射線治療共済金	がんで所定の放射線治療を受けたとき	女性疾病入院共済金額 × 20	複数回受けた場合は、 施術の開始日から60日に1回	
	在宅ホスピスケア共済金	在宅療養したとき	女性疾病入院共済金額 × 在宅終末期医療を受けた日数	180日限度	①発効日または更新日から起算して31日目以後に発病した悪性新生物を直接の原因として余命が6ヵ月以内と判断されて受けた在宅終末期医療 ②公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により在宅療養の算定対象となる在宅終末期医療（歯科診療報酬点数表により在宅療養の算定対象となる在宅終末期医療のうち、医科診療報酬点数表においても在宅療養の算定対象となる在宅終末期医療を含みます） ※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表は、在宅終末期医療を受けた時点で効力を有するものによります。 ※在宅終末期医療を受けた期間中に女性疾病入院日額を減額された場合は、各在宅終末期医療を受けた日における女性疾病入院共済金日額により計算します。 ※発効日または更新日から起算して31日目に発病していた悪性新生物を直接の原因として余命が6ヵ月以内と判断された場合でも、発効日または更新日から2年を経過したのちに判断されたときには、発効日または更新日から起算して31日目以後に発病した悪性新生物を直接の原因として余命が6ヵ月以内と判断されたとみなします。

《注意喚起情報》

《注意喚起情報》は、ご契約のお申し込みの際して特に注意していただきたい事項、不利益になる事項を記載しています。

①クーリングオフについて

契約申込者（契約者）は、申込日を含めた8営業日以内であれば、書面または電磁的記録により、申し込みの撤回（クーリングオフ）ができます。

※書面による場合は、契約の種類、申込日、契約者の氏名、住所、加入者の氏名、クーリングオフする旨を明記し、署名・押印のうえ、ご加入の生協まで提出ください。詳しくはご加入の生協までお問い合わせください。

※電磁的記録による場合は、こくみん共済 coopホームページの受付フォームよりお申し出ください。

②加入申込書（申込書）および質問表の記入について

- (1) 申込書は契約を締結するうえで重要ですので、正確にご記入ください。特に、質問表（健康状態等についての質問）について正確にお答えいただけなかった場合、契約を解除し、共済金を支払わないことがあります。被共済者になる方の同意を得て、契約者自身が記入し、内容を充分に正確かめのうえ、署名してください。
- (2) 申込書の内容および質問表の回答を確認したうえで、お引き受けするか否かを決定します。その結果は申込者（契約者）に通知します。
- (3) 契約者が申込書の「申込日」に記入した日を告知日（申込書の質問表への回答日）とします。
申込書に申込日（告知日）の記入がなかった場合は、加入申込書の受付方法に応じて以下の日付を申込日（告知日）とします。

- ①生協窓口：生協の窓口受付日 ②郵送：消印日
※消印日が判読不明の場合は、ご加入の生協受付日を申込日（告知日）として取り扱います。
- (4) 健康診断書の提出が必要な場合
次の場合には、「質問表」へのご回答のほか健康診断書を提出していただくことがあります。
ア) 満66歳以上
イ) 満61歳以上満66歳未満の方で死亡・重度障害共済金の金額が300万円を超えるとき、または、満15歳以上満61歳未満の方で死亡・重度障害共済金の金額が1,500万円を超えるとき
ウ) 過去2年以内にこくみん共済 coopの事業規約「個人長期生命共済」にもとづく商品プラン・タイプに加入され、入院共済金日額が通算して10,000円を超えるとき

〔ご提出いただく健康診断書の種類〕
次のいずれかのコピーを提出してください。
ア) 勤務先の定期健康診断書
イ) 基本・特定健康診査結果表
ウ) 人間ドック成績表
※このほか、共済金額を制限する職業または重度障がい状態の方は健康診断書を提出していただくことがあります。
※これらの健康診断書等は告知日（申込日）から1年以内に受診されたものが必要です。お手元がない場合は、ご加入の生協にお問い合わせください。

③契約の成立と効力の発生について

- (1) 初回掛金をお支払いいただいた日（金融機関の口座振替日）の翌月1日が発効日となり、発効日の午前零時から保障が開始されます。
※指定口座から初回の掛金が2回続けて振り替えられなかったときは、お申し込みはなかったものとなります。
- (2) ご契約の更新の場合は、ご加入の契約の満期日の翌日が更新日となり、その日から更新後のご契約による保障が開始されます。ご契約を増額更新された場合にも、ご加入の契約の満期日の翌日が新しいご契約の発効日となります。
- (3) こくみん共済 coopがご契約の申し込み、更新、または増額更新の申し込みを承諾したときは、申込日に契約が成立したものとみなします。なお、契約承諾の通知は共済契約証書をもって代えさせていただきます。

④掛金の払込猶予期間と契約の失効について

- (1) 2回目以後の掛金の払い込みについては、払込期日の翌日から3ヵ月の猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は次のときに効力を失い、消滅します。この場合、その旨を契約者に通知いたします。
①発効日が月の1日である契約については、払込猶予期間の末日の翌日の午前零時
②発効日が月の1日でない契約については、払込猶予期間の末日の属する月の発効当日の午前零時
- (2) 失効した場合は、解約返戻金相当額（すえ置き割り戻し金がある場合は、これを加えた額）から未納掛金を差し引いた額をお支払いします。

⑤解約と解約返戻金について

- (1) 契約者は、いつでも将来に向かって契約を解約することができます。所定の書式に解約日を記載のうえご提出ください。この場合、すえ置き割り戻し金があるときはお返しします。
- (2) 契約を解約した場合の解約返戻金は死亡共済金額を限度とします。

⑥共済金等を確実にご請求いただくために（代理請求について）

契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人（指定代理請求人）が共済金等を請求することができます（「指定代理請求制度」といいます）。また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となりうる方（代理請求人）が共済金等を請求することができます（「代理請求制度」といいます）。詳しくはご加入の生協までお問い合わせください。

⑦契約内容に関する届け出について（住所等の変更）

契約者（(5)は被共済者または相続人）は次の場合、ご加入の生協へご連絡ください。ご連絡がないと、共済金をお支払いできない場合があります。

(1) 契約者または被共済者の氏名を変更したとき（死亡共済金受取人や指定代理請求人を含む）

(2) 契約者の住所を変更したとき

(3) 続柄が変更となったとき

(4) 海外に長期滞在することになったとき

(5) 契約者が死亡したとき

ご契約のてびき

《注意喚起情報》つづき

⑧共済金をお支払いできない主な場合

次のいずれかに該当する場合、共済金をお支払いできません。

※ご契約をお引き受けした場合でも、発効日前の傷害または疾病を原因として支払事由が発生したときには、共済金をお支払いできない場合があります。

(1) すべての共済金	①被共済者の犯罪行為 ②被共済者・契約者・共済金受取人の故意 ③契約が解除された場合 ④契約が無効となった場合や、詐欺等により取り消された場合など
(2) 死亡・重度障がい 原因とする共済金	①発効日（または更新日。以下同じ）から1年以内の自殺・自殺行為 ②発効日前の傷害または病気を原因として重度障がいの状態となったときなど
(3) 不慮の事故を 原因とする共済金	①被共済者・契約者・共済金受取人の重大な過失 ②被共済者の精神障がいまたは泥酔、疾病に起因して生じた事故 ③無資格運転、酒気帯び運転およびこれに相当する運転中の事故 ④原因がいかなる場合でもむち打ち症または腰・背痛で他覚症状のないものなど
(4) 病気を 原因とする共済金	①被共済者・契約者・共済金受取人の重大な過失 ②被共済者の薬物依存またはそれにより生じた疾病 ③原因がいかなる場合でもむち打ち症または腰・背痛で他覚症状のないものなど ④発効日前に発病した病気を原因とした、発効日から2年以内の入院、手術、放射線治療および先進医療など
※右記については、 共済金は重複して 支払いません。	①重度障害共済金と死亡共済金 ②障害共済金(重度障害のみ)と災害死亡共済金 ③病気入院共済金と災害入院共済金 ④入院共済金と通院共済金 ⑤がん入院共済金と女性疾病入院共済金

⑨規約および細則の変更について

こくみん共済 coopが事業規約・細則を改正した場合には、更新日時点における事業規約および細則にもとづく掛金の額、保障内容等（支払事由、共済金の額、その他の契約内容となるすべての事項）により更新します。また、こくみん共済 coopは共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化その他の事情により必要が生じた場合には、掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、コープ共済連ホームページへの掲載その他の方法により周知します。

⑩詐欺等による契約の取り消しについて

契約者、被共済者または共済金受取人が、申し込みの際、詐欺、強迫行為を行ったときには、契約が取り消されるときがあります。

※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。

また、すでに共済金を支払っていたときは、返還していただきます。

※取り消された場合、契約当初からの払込掛金は返還しません。

⑪契約の無効について

●次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

- (1) 被共済者が発効日にすでに死亡していたとき
- (2) 被共済者が発効日または更新日にP.9契約概要「②被共済者になることができる方」の範囲外であったとき
- (3) 契約のお申し込みの際し、被共済者の同意を得ていなかったとき
- (4) 契約者の意思によらず契約のお申し込みがされたとき
- (5) 加入限度を超えていた場合は、その超えた部分
- (6) 契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をしたとき
- (7) 被共済者に既に個人長期生命共済事業規約にもとづく先進医療特約または終身生命共済事業規約にもとづく先進医療特約が締結されている場合において、これらの特約が新たに締結されたとき

※無効の場合、掛金の全部または一部を契約者に返還します。

※すでに共済金または返戻金を支払っていた場合は返還していただきます。

※契約が共済金の不法取得目的による無効の場合、契約当初からの払込掛金は返還できません。

⑫債権者等による解約および共済金受取人による契約の存続について

債権者等から解約の届出がされた場合であっても、1 ヶ月以内に契約者以外の親族または被共済者から債権者等に解約返戻金相当額をお支払いすれば契約を継続することができます。なお、その間に支払事由が発生した場合、こくみん共済 coopの定める金額をお支払いし、契約は消滅します。詳しくはご加入の生協までお問い合わせください。

⑬契約の解除について

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

- (1) 共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
 - (2) 契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
 - (3) 契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、反社会的勢力*1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有していると認められるとき
- *1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- *2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。

- (4) 他の契約との重複によって、被共済者にかかる共済金等（保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします）の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき
- (5) 上記（1）～（4）までのいずれかに該当するほか、こくみん共済 coopとの信頼関係が損なわれ、こくみん共済 coopが、契約の存続を不相当と判断したとき
- (6) 契約者または被共済者が、申し込みの際に、故意・重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき

※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合には、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。

※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

※上記（3）の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

⑭被共済者による契約の解除請求について

被共済者が契約者以外である場合、被共済者は契約者に対し、契約の解除を求めることができます。詳しくはご加入の生協までお問い合わせください。

⑮契約の消滅について

次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。

- (1) 被共済者が死亡したとき
- (2) 被共済者が重度障がいの状態となったとき（重度障害共済金支払われた場合に限りです）

⑯掛金の生命保険料控除について

共済掛金証明書は、1月から12月までの間に掛金をお支払いいただいた契約について発行します。生命保険料控除の対象となるのは「納税する人が掛金を支払い、共済金受取人が自己または配偶者*その他親族である契約」となりますのでご注意ください。

*内縁関係にある方等は対象となりません。

⑰お客さまに関する個人情報の取り扱いについて

こくみん共済 coop、加入生協およびコープ共済連は、組合員・お客さまから信頼される共済生協を目指し、各種共済商品、各種サービスを提供しています。組合員・お客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、こくみん共済 coopの事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的

のために利用させていただきます。

また、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」にもとづき適切に取り扱います。

○医療機関等について

こくみん共済 coopは、共済金の適正かつ迅速な支払いを行うために必要な範囲内の個人情報を医療機関・当事者等の関係先に提供することがあります。

○再共済（再保険）について

こくみん共済 coopは、再共済（保険）契約の締結や再共済（保険）金の請求等のため、再共済（保険）の取引先等に対して本契約に関する個人情報を提供することがあります。

○契約等の情報交換について

こくみん共済 coopは、生命共済制度の健全な運営を確保するため、またお支払いの判断または共済契約の解除もしくは無効等の判断の参考とするために、支払査定時照会制度に加盟する各共済事業団体および生命保険会社に対して、本契約に関する個人情報を提供することがあります。

※個人情報の取り扱いに関する詳細は

こくみん共済 coopのホームページ（<https://www.zenrosai.coop/>）、コープ共済連のホームページ（<https://coopkyosai.coop/>）、ご加入の生協のホームページをご参照ください。

■納税義務国・居住地国の確認について

加入時、共済金・満期共済金・解約返戻金の請求時、海外渡航届の提出時などに、納税義務国の確認をさせていただく場合があります。

■信用リスクに関する事項

こくみん共済 coopは、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる十分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。こくみん共済 coopは、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています（※詳しくは各都道府県のこくみん共済 coopにお問い合わせください）。

■組合員について

1. 組合員の資格

- (1) この消費生活協同組合（都道府県生協を意味しており、以下「組合」といいます）の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。
- (2) この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

2. 届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

3. 自由脱退

- (1) 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。
- (2) この組合は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。
- (3) 前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。

- (4) 第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

4. 法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失 (2) 死亡 (3) 除名

5. 除名

- (1) この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。
 - ①3年間この組合の事業を利用しないとき
 - ②この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
- (2) 前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
- (3) この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

CO・OP共済「ご意見・ご要望」の窓口 ☎0120-497-350 月～金 9:00～17:00 土曜、日曜、祝日、年末年始は休業
皆様からのご意見・ご要望を承る窓口として、フリーダイヤルを開設しています。また、ホームページでも受け付けしております。

スマホでチェック！！ 皆様からのご意見・ご要望が、商品の改定やサービスの改善に結びついた事例は、こちらから確認できます。➡



満期金・死亡共済金と税金について

1. 満期金と税金について

多額の満期金を付帯した場合で、満期時に受取る満期金と割戻金の合計額が払込共済掛金*よりも50万円以上多くなるときは、その超過分の2分の1の金額に所得税が課税されます。

※払込共済掛金とは、5年間の共済掛金の総額です。

共済期間（契約期間）が5年を超える場合は、5年を超える期間の共済掛金の総額となります。

所得税（一時所得）の課税対象額＝（満期金＋割戻金－払込共済掛金－50万円）÷2

満期金と割戻金以外にも一時所得がある場合には、それらの金額を合算して課税対象とされます。

2. 死亡共済金と税金について

死亡共済金には、共済契約の形態によって相続税、所得税などの税金がかかります。

（例）（S：共済金 P：当該共済期間の払込共済掛金）

契約者	被共済者	受取人	課税種目	課税対象金額
妻	妻	夫	相続税（保険金非課税の特典有り）	S－（500万円×法定相続人の人数）
妻	妻	法定相続人以外	相続税（保険金非課税の特典無し）	S（死亡共済金）
夫	妻	夫	所得税（一時所得）／住民税	（S－P－50万円）÷2（※1）
夫	妻	子（※2）	贈与税	S－110万円

※1 他商品にも加入されている場合、契約が複数件ある（例：夫を契約者として、被共済者を妻および子の2つ契約している）場合も1人に対して1年間に最高50万円の控除です。

※2 子を受取人に指定した場合

ご加入の方法

1 パンフレットをお読みください

まず、パンフレットをお読みください。9ページ以降は特にご契約にあたっての大切な内容です。よくお読みください。



2 プランを立てましょう

ご希望に合わせて基本契約と特約であなたに合った保障がつくれます。6つのプラン（7ページ）をご参考にしてください。8ページで掛金と満期金を計算してください。



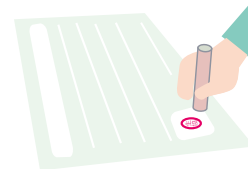
3 加入申込書に記入します

加入申込書に、必要事項をご記入ください。



4 お申し込み

口座届出印の押し忘れや記入漏れがないかをご確認の上、加入申込書をご加入の生協までご提出ください。



【CO・OP共済ニュース】

お問い合わせ先

取扱団体／
日本コープ共済生活協同組合連合会（コープ共済連）

契約引受団体／
全国労働者共済生活協同組合連合会（こくみん共済 coop）

〈CO・OP生命共済《新あいあい》〉に加入するには、出資金をお支払いいただき、お近くの生協および都道府県労済の組合員になることが必要です。生活協同組合（生協）は、お店や宅配などぐらしに貢献しています。

下記のコープ共済連のホームページでもご案内しています。
<https://coopkyosai.coop>